第2の2の(1)のア中(サ)を(シ)とし、(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(タ)　ＬＶＦＸ　レボフロキサシン

第2の3の(1)のイの(イ)中「開始する」を「開始し、その後は長期投与が困難な薬剤を除いて治療を継続する」に改め、同イの(イ)のｉ中「ＰＺＡを使用できる場合にあっては結核菌培養検査」を「ＰＺＡの使用の可否を問わず結核菌培養検査」に改め、「、ＰＺＡを使用できない場合にあっては菌陰性化後18月ないし24月間」を削り、同イの(イ)のⅲ中「3剤以上併用」の次に「して治療を継続」を加え、「菌陰性化後24月間」を「菌陰性化後18月間」に改める。

○国土交通省告示第二百五十五号

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十八年一月二十二日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

1の(2)の本文中「毎秒約169立方メートル」を「毎秒約168立方メートル」に、「毎秒約197立方メートル」を「毎秒約196立方メートル」に改める。

2の(利根川水系)(1)の予定工期の次に次のように加える。

「なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。」

2の(利根川水系)(3)の予定工期の次に次のように加える。

「なお、事業を継続しつつ、予定工期の見直しを速やかに行うものとする。」

2の(利根川水系)(6)を全て削除する。

2の(荒川水系)「(7)」を「(6)」に改める。

○国土交通省告示第二百五十六号

木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十八年一月二十二日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

2の(3)の予定工期の次に次のように加える。

「なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。」

○国土交通省告示第二百五十七号

淀川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十八年一月二十二日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

1の(2)の本文中「毎秒約169立方メートル」を「毎秒約168立方メートル」に、「毎秒約197立方メートル」を「毎秒約196立方メートル」に改める。

2の(淀川水系)(1)の予定工期の次に次のように加える。

「なお、当分の間、事業を継続しつつ、予定工期の見直しを速やかに行うものとする。」

2の(淀川水系)(6)を全て削除する。

2の(荒川水系)「(7)」を「(6)」に改める。

○国土交通省告示第二百五十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項の規定に基づき、横浜川崎国際港湾株式会社から京浜港における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧の開始の日

平成二十八年二月五日

二　縦覧の場所及び縦覧の時間

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地（横浜第二合同庁舎十四階）　関東地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後六時まで

○国土交通省告示第二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市美和町生見

字赤郷　五四番　一号

二四八〇番　三号

五二番　四号

二四六六番一　五号

字坂山　二五一四番　二号

字大谷　二四四一番六五　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

須通東川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市周東町下須通

字中畔　一一三番　一号

一〇三番　二号

一〇一番三　十号

一一〇番　十一号

一一六番三　十二号

字駒ケ原　三三四番　三号

字迫　三三七番　四号

字押ケ迫　三三五九番　五号

三三五八番二　六号

三六一番一　七号から九号まで

字兼迫　一一九番二　十三号

字風呂の本

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

米光渓流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県新南陽市大字米光字下古市四二四の三番地内四等三角点下古市を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五〇度一四分〇五秒

四四八・四三一メートルの地点　一号

標柱一号から二六一度四〇分三五秒

一六・三七一メートルの地点　二号

標柱二号から二七二度三七分四九秒

六・四〇七メートルの地点　三号

標柱三号から二八八度五八分〇七秒

五・九七四メートルの地点　四号

標柱四号から三〇三度二五分五一秒

三二・九六三メートルの地点　五号

標柱五号から二三三度二七分五五秒

一七・一六七メートルの地点　六号

標柱六号から二七五度三二分〇〇秒

二六・一一四メートルの地点　七号

標柱七号から三四二度二一分〇〇秒

七七・四五〇メートルの地点　八号

標柱八号から六八度五九分五八秒

一九・九〇一メートルの地点　九号

標柱九号から一四七度四一分一一秒

三〇・一二一メートルの地点　十号

標柱十号から七六度一二分〇八秒

一七・一二八メートルの地点　十一号

標柱十一号から一三三度五九分四八秒

五一・八五三メートルの地点　十二号

標柱十二号から一四九度一一分一〇秒

三二・〇四一メートルの地点　十三号

標柱十三号から八二度二四分二二秒

二九・三五二メートルの地点　十四号

標柱十四号から一五九度〇〇分〇二秒

三・九九三メートルの地点　十五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水戸南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を平成二十二年国土交通省告示第千三百七十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市阿東徳佐中

字竹ケ浴　一一三番　一号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱三号と八号を平成二十二年国土交通省告示第千三百七十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第二千二百十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山口県山口市阿東徳佐中

字竹ケ浴　七一番　三号

七二番一　四号

八八番　五号

字平原　二五番　六号

字水戸　五三番一　七号及び八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上宇津根中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県阿武郡阿東町大字徳佐中字丸山五一七番地内四等三角点丸山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを